

福島県指定自立支援医療機関(精神通院医療)指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自立支援医療の質の確保及び適正化を図ることを目的として、福島県が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)(以下、「指定自立支援医療機関」という。)に対して第10条、第11条及び第63条の規定により行う指導並びに第66条、第67条及び第68条の規定による監査等について、基本的な事項を定めるものとする。

(指導方針)

第2条 指定自立支援医療機関に対して行う指導等は、「指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程」(平成18年厚生労働省告示第66号)等(以下「規程」という。)に定める自立支援医療の取扱い及び費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(指導形態)

第3条 指導形態は、次のとおりとする。

1 書面による指導

書面による指導は、指定自立支援医療機関の種別に応じて別に定める書面(以下「自己点検表」という。)の内容確認により行う。

指定自立支援医療機関は、指定更新時(6年ごと)に、自己点検表を作成し、指定自立支援医療機関の所在地を管轄する県保健福祉事務所に、指定更新申請書類に添付して提出するものとする。県保健福祉事務所長は自己点検表を確認のうえ、知事に進達するものとする。(ただし、医療機関等の所在地がいわき市にあっては、県保健福祉部障がい福祉課に提出するものとする。)

2 集団指導

集団指導は、指定自立支援医療機関に対して、必要に応じて講習等の方法により行う。

3 実地指導

実地指導は、特に必要があると認められる場合に、指定自立支援医療機関において実地にて行う。

(指導対象)

第4条 指導等の対象は、福島県が指定した全ての指定自立支援医療機関とする。

(監査への変更)

第5条 実地指導中に次のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、監査を行うことができる。

- 1 著しい指定基準違反が確認され、支給認定を受けた者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- 2 自立支援医療に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(監査方針)

第6条 指定自立支援医療機関に対して行う監査は、自立支援医療の内容等について、法第67条及び第68条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくは著しい不当が疑われる場合、又は自立支援医療に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象の基準)

第7条 指定自立支援医療機関に対して行う監査は、次の各号に掲げる指定基準違反等について確認する必要があると認められる場合に実施する。

- 1 県及び市町村に通報・苦情・相談等が寄せられた指定自立支援医療機関
- 2 自立支援医療の費用の請求等から、特異傾向を示す指定自立支援医療機関
- 3 法第10条、第11条及び第63条の規定による指導を行い、指定基準違反等の認められた指定自立支援医療機関
- 4 再三の指導によっても自立支援医療の内容及び費用の請求に改善がみられない指定自立支援医療機関
- 5 正当な理由なく、実地指導を拒否した指定自立支援医療機関

(監査方法等)

第8条 障がい福祉課長は、前条に定める監査対象の基準に該当する指定自立支援医療機関に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、当該職員に関係者に対する質問をさせ、若しくは当該指定自立支援医療機関に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。この場合、障がい福祉課

長は、必要に応じて県保健福祉事務所長に協力を求めるものとする。

(監査後の措置等)

第9条 監査後の措置は、次のとおりとする。

1 監査結果の通知等

(1) 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められる事項については、後日文書によりその旨の通知を行う。

(2) 文書で通知した事項については、原則として文書で指導を行った日から30日以内に、改善についての報告文書の提出を求める。

2 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第67条及び第68条に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を行う。

(1) 勧告

指定自立支援医療機関が法第61条又は第62条の規定に従って良質かつ適切な自立支援医療を行っていないと認める場合には、当該指定自立支援医療機関に対し、期限を定めて、法第61条又は第62条の規定を遵守すべきことを勧告することができる。

また、勧告を受けた場合において、当該自立支援医療機関は、期限内に文書により報告を行うものとする。

なお、勧告をした場合において、その勧告を受けた指定自立支援医療機関が期限内にこれに従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

(2) 命令

指定自立支援医療機関が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定自立支援医療機関に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、法第67条第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。

なお、命令を受けた当該指定自立支援医療機関は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等

指定自立支援医療機関が法第68条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定自立支援医療機関に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる(以下「指定の取消し等」という。)

3 聴聞等

監査の結果、当該指定自立支援医療機関が命令又は指定の取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

4 経済上の措置

(1) 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、自立支援医療にかかる費用の全部又は一部について当該自立支援医療に係る市町村に対し、法第8条第2項に基づく不正利得の徴収(返還金)を行うよう指導するものとする。

(2) 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第8条第2項の規定により、当該指定自立支援医療機関に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

(関係機関との連携)

第10条 指導監査の実施及び指導監査後の措置については、必要に応じて関係行政機関の協力を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。